

感染症罹患時の対応について（お知らせ）

本校生徒が学校保健安全法施行規則に規定されている感染症に罹患した場合、次のような手続きでの対応となります。

1 感染症の種類（学校保健安全法施行規則第19条）

<第一種> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
<第二種> インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
<第三種> コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、急感染性出血性結膜炎 ※その他の感染症（流行を防ぐ為に学校長が第三種の感染症として措置をとることができる感染症）

2 罹患したときの対応

上記感染症に罹患、もしくは罹患の疑いがあると医師が判断した場合は「出席停止」扱いとする。  
（寮生については、「出席停止」となった場合は帰省をし、自宅等での静養をお願いしています。）

3 罹患、もしくは罹患の疑いがある場合の手続き

(1) 保護者が担任に連絡し、感染症に罹患していた旨、医師が指示をした静養期間等を報告する。

※欠席連絡につきましては、あわせて Google フォームにてご回答ください。

(2) 医師から指示された期間、自宅にて静養する。

(3) 別紙「学校感染症に関する報告書」を保護者が記入し、登校時に担任へ提出する。

合わせて、医療機関の検査結果もしくは領収書等の写しを提出する。

※「学校感染症に関する報告書」は、三笠高校ホームページからもダウンロードできます。

4 その他

ご不明な点がございましたら、お手数ですが担当者までご連絡ください。

北海道三笠高等学校 TEL(01267)4-2200 担当：養護教諭